

各務原市 居宅介護支援 指定申請について

概要

◇ 居宅介護支援について

居宅介護支援は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

指定の流れ

① はじめに

居宅介護支援の新規指定については、随時受付をしております。

② 指定基準の確認

介護保険事業者として指定を受けるためには、「各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」などの指定基準を満たさなければなりません。

③ 他法令の手続き

介護保険の指定事業者となるためには、介護保険法の指定基準を満たしていること以外に、事前調整が必要な場合があります。

【手続きが必要となる例】

他法規制の可能性があるもの	消防法、都市計画法、建築基準法、文化財保護法、福祉のまちづくり条例等、各担当課へ確認
事業者として当然に守るべき法規制など	就業規則等を労働基準監督署へ届出、税務署への届出、雇用保険の届出、法人の定款変更等の手続等
必要に応じて、事前調整を行うもの	社会福祉課、地域包括支援センター、隣接地権者、自治会、民生委員等

④ 図面の事前確認

指定担当者が図面の確認を行います。現地調査を実施する場合もあります。

⑤ 申請書類の提出

- ・書類一式は、開設3か月前に必ず提出してください。
- ・提出書類については、市公式ウェブサイトを参照してください。
- ・申請書の書き方や必要な添付書類は、サービスの種類ごとに異なります。

※ 注意事項

- ・介護保険事業者の指定を申請するためには、法人格を有する必要があります。
- ・社会福祉法人は、定款・登記簿謄本に所管庁の認可（認証）が必要となります。
- ・申請書類の規格は、図面を除き、A4サイズです。
- ・添付書類で「写し」となっている書類は、申請者の代表者名による原本証明が必要です。
- ・定款・登記簿謄本の「事業目的」の項目に、申請を行う事業（記載例：介護保険法に基づく居宅介護支援事業）が記載され、法人の行う事業として位置づける必要があります。
- ・資格取得又は研修修了が要件となっている職種については、資格証、研修修了証の写しが必要です。

⑥ 業務管理体制の整備に関する届出

介護サービス事業者には、指定取消事案など不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護保険事業の適正化を図り、法令遵守の義務の履行を確保するため、事業者の規模に応じた業務管理体制の整備が義務付けられています。

居宅介護支援のみを行う事業者で、指定事業所が各務原市内にのみ所在する事業者は「業務管理体制の整備又は区分の変更に係る届出書」を岐阜県に提出して下さい。

⑦ 指定

市が指定通知書を発行し、事業者へ送付します。

⑧ 公示

- ・指定事業所の名称、所在地、サービスの種類等を公示します。

⑨ 開設

指定後必要な手続き等

○ 指定内容の変更の届出

事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合、10日以内に市に届け出てください。（必要な添付書類については市ウェブサイトに掲載）

○ 介護報酬の算定に係る体制の変更の届出

新たに加算を算定する場合や、加算の算定要件を満たさなくなった場合などに、体制の変更手続きが必要です。（提出期限や必要な添付書類については市ウェブサイトに掲載）

○ 指定の更新

指定は6年ごとに更新が必要となります。更新を行わない場合は、指定有効期間の満了により指定の効力を失います。

各事業所の指定有効期間満了日までに更新手続きを完了する必要がありますので、手続きの詳細や提出書類等については市ウェブサイトを参照してください。

○ 報告

サービス提供中の事業所内・外で発生した事故・事件等について、市ウェブサイト掲載のマニュアル及び報告様式を参照し市に報告してください。

お問い合わせ・ご相談

各務原市役所 健康福祉部 高齢介護課 施設指導係まで

Tel 058-383-2067（直通）

※ 来庁される場合は事前に電話連絡をお願いします。

（令和7年4月）